



お知らせ

人権擁護委員に相談できます

4月1日付けで中尾善充さんと鈴木誠さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、家庭・近隣・いじめ・虐待・差別・プライバシー・職場その他に関する問題について、秘密厳守で相談をお受けしています。なお、次の人権擁護委員も相談に応じています。○大川戸章さん ○篠崎明子さん ○福田和佳枝さん ○平井明江さん 費用 無料 問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

心身障がい児通学奨励費補助金

心身障がい児通学奨励費補助金を交付しています。該当する人は、左記へ申請してください。

対象 特別支援学校に通学している児童(平成19年4月2日以降生まれ)を養育している保護者 補助金額 児童1人につき30000円(月額)

※申請月分から、7月、11月、3月に4か月分ずつ指定口座に振り込みます。持ち物 在学証明書(生徒手帳の写し不可)、振込先口座が分かるもの 問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑩番窓口)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の手続きはお済みですか

支給対象 令和7年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族(戦没者死亡当時)1人に支給されます。

請求期間 令和10年3月31日まで 特別弔慰金支給対象の順番

- ①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人 ②戦没者等の子 ③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。

住民税非課税世帯支援臨時給付金の申請期限にご注意ください

申請期限の4月30日(水)を過ぎると給付金を受け取ることができません。市から送られた確認書がお手元にある人は、期限までに返送してください。

また、住民税非課税世帯で、令和6年1月2日から12月13日までに転入した人がいる世帯や、住民税が未申告の人がいる世帯(手続き必要も期限までに申請してください) ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口)

特別障がい者手当て障がい児福祉手当

障がい者の福祉の向上を図るため、手当を支給します。該当する人は左記へ申請してください。

特別障がい者手当て

対象 20歳以上で、身体または精神上重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ※施設に入所している人、病院等に継続して3か月を超えて入院している人は支給されません。 手当額 2万9590円(月額)

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、左記のいずれかにおおむね該当する人 ①身体障がい者手帳1級の一部および2級の一部に該当する人

④③の(1)から(3)以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限りです。

支給内容 額面27・5万円(年額5・5万円)の5年償還の記名国債

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当 下水道につながるなら届け出を

下水道の使用を開始または廃止した場合は「使用開始(休止・廃止・再開)届」の提出が必要です。

下水道の使用開始後は、汚水排出量に応じた下水道使用料を水道料金と併せて納めていただくこととなります。

汚水排出量(使用水量)の算定方法は、市ホームページをご覧ください。

※井戸水の使用で世帯人数の変更が生じた場合は、左記へ連絡してください。 問い合わせ 下水道課業務担当 ☎042-989-2771

令和7年度固定資産税評価額等が確認できます

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

所有する土地や家屋の評価額等を、市内のほかの土地や家屋と比較できます。

期間 6月2日(月)まで

対象 市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税者および代理人 費用 無料 持ち物 本人確認ができるもの(マイ

- ②知的障がい、療育手帳④相当の人 ③精神障がい、血液疾患等で①・②と同程度の障がいがある人 ※施設に入所している人、障がいを支給事由とする年金を受給している人は支給されません。

教育相談室だより:509

「自立する力」を育むために

春の暖かな日差しの中、花々が美しく咲く季節となりました。新年度を迎え、子どもたちも入学や進級を通じ、仲間や家族とともに成長していくことでしょう。



さて、これからの社会を担う子どもたちにとって、「自立する力」を身に付けることはとても大切です。

「自立する力」とは、朝自分から起きること、自分から勉強すること等が挙げられます。しかし、完璧にできることを目指すのではなく、失敗しながらも試行錯誤し、自分で考え行動できる力を育むことが重要です。

子どもが自立するためには、家庭での接し方が影響します。幼い頃は寝返りやハイハイすることに喜んでいただけに、成長とともに「できること」より「できないこと」に目が向きがちです。

手当額 1万6100円(月額) 共通事項 いずれの手当も所得制限があります。 問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑩番窓口)

「○○できれば自立できるのではないかと」思うあまり「○○しない」「あなたは○○だから●すべき」という声掛けが増えてしまうことがあります。しかし、子どもは完璧ではありません。うまくいく時もあれば、うまくいかない時もあります。そんな時こそ、「既に頑張っていること」に目を向け、それまでの努力や成長を認めてあげることが大切です。小さな成功を積み重ねることで、自信を持ち、自分で考え行動できるようになります。

また、失敗しても「どうすればうまくいくかな?」と一緒に考える姿勢を持つことで、子どもの「自立しよう」とする気持ちを後押しすることができそうです。親が手を差し伸べ過ぎず、必要なサポートをしながらいちいち見守ることで、子どもは自らの力で道を切り開いていくでしょう。

子どもが自立するには時間がかかります。焦らず、一歩ずつ成長を支えていきましょう。

ナンバーカード、運転免許証等)、代理人の場合は委任状、法人の場合は社員証等 固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧 固定資産税の価格等、詳しい課税内容を確認できます。

対象 納税義務者、同一世帯の親族、借地人、借家人および代理人 費用 無料

※無料での閲覧は6月2日(月)までです。 ※写しや証明を発行する場合は、有料です。

持ち物 借地人、借家人の場合は閲覧できる人であるか確認ができるもの(賃貸借契約書および必要に応じて

登記事項証明書、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)、代理人の場合は委任状 ※法人や相続人等の場合は別途必要書類が生じる場合がありますので、事前にご相談ください。

縦覧および閲覧場所・問い合わせ 税務課資産税担当(1階⑫番窓口)



令和7年度の国民年金保険料



4月からの令和7年度国民年金保険料は、月額1万7,510円です。

前納すると割引があります

令和7年度の保険料1年分(4月～8年3月分)を現金払いで前納すると3,730円の割引となり、6か月分(4月～9月分または10月～8年3月分)を現金払いで前納すると850円の割引となります。

利用する人は、日本年金機構から4月上旬に送付される納付書のうち、1年分前納や6か月分前納の納付書で、指定の納期限までに納めてください。

2年前納の現金払いもお得です

2年分(4月～9年3月分)を現金払いで前納すると1万5,670円の割引となります。

この納付書は申し出がないと送付されず、支払期限が4月末までのため、希望する人はお早めに下記へお申し出ください。

問い合わせ 所沢年金事務所 ☎04-2998-0170